

福崎町上下水道課

令和8年度 水質検査計画



福田水源地

水質検査計画とは

水質検査は、水道水が水質基準に適合し、安全であることを保障するために不可欠なものであり、水道水の水質管理において中核をなすものです。

水質検査計画は、この水質検査を計画的かつ効率的に実施するために、水質検査の項目、採水地点、頻度、方法等を定めたものです。

水質検査計画の内容

- 1 基本方針
- 2 事業の概要
- 3 原水及び浄水の水質状況
- 4 水質検査項目及び頻度、採水地点及びその理由
- 5 水質検査の方法
- 6 臨時の水質検査
- 7 水質検査計画及び結果の公表
- 8 関係者との連携

1 基本方針

福崎町（以下本町とする）では、水質基準に適合し、安全で良質な水道用水を供給するため、定期的に行う水質検査について水質検査計画を策定し、計画的に水質検査を実施します。

（1）検査項目

水道法で義務付けられている水質基準項目、水質管理上留意すべきとされている水質管理目標設定項目、及びその他の項目を検査項目とします。

（2）検査頻度

供給水について1日1回以上行う検査（毎日検査）、おおむね1か月に1回以上行う検査（毎月検査）、おおむね3か月に1回以上行う検査（全項目検査）など、検査項目によりその頻度を設定します。検査項目によっては、過去の検査結果や原水並びに水源及びその周辺の状況等を勘案して省略することが可能です。

（3）検査地点

給水栓（蛇口）の水で検査を行います。その他、各水源地の原水（井戸水）についても検査を行います。

2 事業の概要

本町の水道水は、福田水源地・井ノ口水源地の地下水を水源としており、浄水処理した後、配水施設を通じて皆様のご家庭へお届けしています。その他にも水需要に対応するため、兵庫県企業庁から浄水を町内に供給しています。

水道水の給水状況は次のとおりです。

福崎町の給水状況（令和6年度）

給水地域	福崎町全域
給水件数	8,507件
給水人口	18,384人
給水普及率	99.5%
年間給水量	2,338,715 m ³
1日最大給水量	8,308 m ³
1日平均給水量	6,657 m ³

浄水施設の概要は次のとおりです。

福崎町の浄水施設の概要

水源地の名称	福田水源地	井ノ口水源地
水源の種別	地下水（浅井戸）	地下水（浅井戸）
計画浄水量	6,700 m ³ /日	1,000 m ³ /日
令和6年度実績（平均）	5,066 m ³ /日	1,031 m ³ /日
浄水処理方法	急速ろ過処理+紫外線処理 塩素消毒	塩素消毒



3 原水及び浄水の水質状況

(1) 原水の水質状況

本町は、市川及び七種川付近の地下水を水源としています。河川の水質は良好な状況を保っていますが、地下水の汚染原因になる物質、水質管理上留意すべき項目を以下に示します。

福崎町の原水の状況

	地下水の汚染要因	水質管理上留意すべき事項
福田水源地	降雨による濁水	濁度
井ノ口水源地	降雨による濁水	濁度

(2) 浄水の水質状況

各水源地とも原水の水質は安定しており、適正な浄水処理により水質基準をすべて満たしております。いつも安全で良質な水をお届けしています。

4 水質検査項目及び頻度、採水地点及びその理由

原水を取水してから浄水処理工程を経て、各家庭に水質基準に適合した水質の安定した水道水が供給できているかどうかの品質管理を目的に行います。水源の水質状況を確認できる場所として、各水源地の原水を採水、配水池や給水管を経た後の給水栓水が安全な水であるかを確認するため、各水源地及び県水の配水系統の代表地点を選定しています。

令和8年度の実施予定表は以下のとおりです。

福崎町水道水質検査実施予定表（令和8年度）

採水地点		検査項目	毎月	年4回	年2回	年1回
原水	福田 水源地	全項目検査（40項目）				○
		大腸菌[MPN法]・嫌気性芽胞菌				○
		クリプトスポリジウム・ジアルジア				○
		農薬類（26項目）				○
	井ノ口 水源地	全項目検査（40項目）				○
		大腸菌[MPN法]・嫌気性芽胞菌		○		
		クリプトスポリジウム・ジアルジア			○	
		農薬類（26項目）				○
浄水	亀坪神社	全項目検査（52項目）				○
		省略不可項目（9項目）	○			
		消毒副生成物（11項目）		○		
		シアン化物イオン及び塩化シアン、 六価クロム化合物、PFOS及びPFOA		○		
		全項目検査（52項目）				○
	八千種 研修 センター	省略不可項目（9項目）	○			
		消毒副生成物（11項目）		○		
		シアン化物イオン及び塩化シアン、 六価クロム化合物、PFOS及びPFOA		○		
		ジェオスミン、2-メチルイソボルネオール	6月～8月の3回			
		全項目検査（52項目）				○
	田口 公民館	省略不可項目（9項目）	○			
		消毒副生成物（11項目）		○		
		シアン化物イオン及び塩化シアン、 六価クロム化合物、PFOS及びPFOA		○		
		管理目標設定項目26項目 （農薬類120項目を除く）				○
		全項目検査（52項目）				○
保健 センター	省略不可項目（9項目）	○				
	消毒副生成物（11項目）		○			
	シアン化物イオン及び塩化シアン、 六価クロム化合物、PFOS及びPFOA		○			
	管理目標設定項目26項目 （農薬類120項目を除く）				○	

詳細については以下のとおりです。

○浄水全項目検査（52項目）

項目名	番号	検査項目	基準値	検査頻度（回/年）				適用	
				亀坪 神社	八千種 研修 センター	田口 公民館	保健 センター		
水質基準項目	1	一般細菌	100個/ml以下	12	12	12	12	毎月	
	2	大腸菌	検出されないこと	12	12	12	12	検査項目	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1	1	1	1	年1回 7月実施	
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1	1	1	1		
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	1	1		
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	1	1		
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	1	1		
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	4	4	4	4		3ヶ月に 1回
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1	1	1	1		年1回 7月実施
	10	シアン化物イオン及び 塩化シアン	0.01mg/L以下	4	4	4	4	3ヶ月に 1回	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	1	1	1	年1回 7月実施	
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	1	1	1		
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	1	1		
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1	1	1	1		
	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1	1	1	1		
	16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	1	1	1		
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	1	1	1		
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1	1	1		
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1	1	1		
	20	パーフルオロオクタン酸（PFOS） 及びパーフルオロオクタノ酸（PFOA）	0.00005mg/L以下	4	4	4	4		3ヶ月に 1回
	21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1	1	1	1	年1回 7月実施	
	22	塩素酸	0.6mg/L以下	4	4	4	4	3ヶ月に 1回	
	23	クロロ酢酸	0.02mg/L以下	4	4	4	4		
	24	クロロホルム	0.06mg/L以下	4	4	4	4		
	25	ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下	4	4	4	4		
	26	ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下	4	4	4	4		

項目名	番号	検査項目	基準値	検査頻度(回/年)				適用
				亀坪 神社	八千種 研修 センター	田口 公民館	保健 センター	
水質基準項目	27	臭素酸	0.01mg/L 以下	4	4	4	4	3ヶ月に 1回
	28	総トリハロメタン	0.1mg/L 以下	4	4	4	4	
	29	トリクロロ酢酸	0.03mg/L 以下	4	4	4	4	
	30	プロモジクロロメタン	0.03mg/L 以下	4	4	4	4	
	31	プロモホルム	0.09mg/L 以下	4	4	4	4	
	32	ホルムアルデヒド	0.08mg/L 以下	4	4	4	4	
	33	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L 以下	1	1	1	1	年1回 7月実施
	34	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L 以下	1	1	1	1	
	35	鉄及びその化合物	0.3mg/L 以下	1	1	1	1	
	36	銅及びその化合物	1.0mg/L 以下	1	1	1	1	
	37	ナトリウム及びその化合物	200mg/L 以下	1	1	1	1	
	38	マンガン及びその化合物	0.05mg/L 以下	1	1	1	1	
	39	塩化物イオン	200mg/L 以下	12	12	12	12	毎月 検査項目
	40	加鈣、マグネシウム等(硬度)	300mg/L 以下	1	1	1	1	年1回 7月実施
	41	蒸発残留物	500mg/L 以下	1	1	1	1	
	42	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L 以下	1	1	1	1	
	43	ジェオスミン	0.00001mg/L 以下	1	3	1	1	※1)
	44	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L 以下	1	3	1	1	
	45	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	1	1	1	1	年1回 7月実施
	46	フェノール類	0.005mg/L 以下	1	1	1	1	
	47	有機物(TOC)	3mg/L 以下	12	12	12	12	毎月 検査項目
	48	pH値	5.8以上8.6以下	12	12	12	12	
	49	味	異常でないこと	12	12	12	12	
	50	臭気	異常でないこと	12	12	12	12	
51	色度	5度以下	12	12	12	12		
52	濁度	2度以下	12	12	12	12		

(※1) 藻類の発生時期に合わせて検査します。

○水質管理目標設定項目（25項目）

項目名	番号	検査項目	目標値	検査頻度（回/年）		適用
				田口公民館	保健センター	
水質管理目標設定項目（※）	1	アンチモン及びその化合物	0.02mg/L 以下	1	1	年1回 7月実施
	2	ウラン及びその化合物	0.002mg/L 以下(暫定)	1	1	
	3	ニッケル及びその化合物	0.02mg/L 以下	1	1	
	4	1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	1	1	
	5	トルエン	0.4mg/L 以下	1	1	
	6	フタル酸ジ(2-エチルヘキシル)	0.08mg/L 以下	1	1	
	7	亜塩素酸	0.6mg/L 以下	1	1	
	8	二酸化塩素	0.6mg/L 以下	1	1	
	9	ジクロロアセトニトリル	0.01mg/L 以下(暫定)	1	1	
	10	抱水クロラール	0.02mg/L 以下(暫定)	1	1	
	11	残留塩素	1mg/L 以下	1	1	
	12	加ゆム、マ、初ム等（硬度）	10mg/L 以上 100mg/L 以下	1	1	
	13	マンガン及びその化合物	0.01mg/L 以下	1	1	
	14	遊離炭酸	20mg/L 以下	1	1	
	15	1,1,1-トリクロロエタン	0.3mg/L 以下	1	1	
	16	メチル-t-ブチルエーテル	0.02mg/L 以下	1	1	
	17	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	3mg/L 以下	1	1	
	18	臭気強度(TON)	3 以下	1	1	
	19	蒸発残留物	30mg/L 以上 200mg/L 以下	1	1	
	20	濁度	1 度以下	1	1	
	21	pH値	7.5 程度	1	1	
	22	腐食性（ランゲリア指数）	-1 程度以上とし、 極力0 に近づける	1	1	
	23	従属栄養細菌	2000CFU/ml 以下 (暫定)	1	1	
	24	1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	1	1	
	25	アルミニウム及びその化合物	0.1mg/L 以下	1	1	

(※) 水質基準項目以外の水質管理上留意すべきもので、水質基準に係る検査に準じた検査等の実施につとめる必要のあるもの。農薬類については、原水の検査を行っているため省略。

○原水全項目検査（40項目）

項目名	番号	検査項目	基準値	検査頻度（回/年）		適用
				福田水源地	井ノ口水源地	
水質基準項目	1	一般細菌	100個/ml以下	1	1	年1回 10月実施
	2	大腸菌	検出されないこと	1	1	
	3	カドミウム及びその化合物	0.003mg/L以下	1	1	
	4	水銀及びその化合物	0.0005mg/L以下	1	1	
	5	セレン及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	
	6	鉛及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	
	7	ヒ素及びその化合物	0.01mg/L以下	1	1	
	8	六価クロム化合物	0.02mg/L以下	1	1	
	9	亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下	1	1	
	10	シアン化物イオン及び 塩化シアン	0.01mg/L以下	1	1	
	11	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下	1	1	
	12	フッ素及びその化合物	0.8mg/L以下	1	1	
	13	ホウ素及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	
	14	四塩化炭素	0.002mg/L以下	1	1	
	15	1, 4-ジオキサン	0.05mg/L以下	1	1	
	16	ジ-1,2-ジクロロエチレン及び トリス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下	1	1	
	17	ジクロロメタン	0.02mg/L以下	1	1	
	18	テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1	
	19	トリクロロエチレン	0.01mg/L以下	1	1	
	20	パーフルオロオクタンスルホン酸 (PFOS) 及びパーフルオロオクタン酸 (PFOA)	0.00005mg/L以下	1	1	
	21	ベンゼン	0.01mg/L以下	1	1	
	22	亜鉛及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	
	23	アルミニウム及びその化合物	0.2mg/L以下	1	1	
	24	鉄及びその化合物	0.3mg/L以下	1	1	
	25	銅及びその化合物	1.0mg/L以下	1	1	
	26	ナトリウム及びその化合物	200mg/L以下	1	1	
	27	マンガン及びその化合物	0.05mg/L以下	1	1	
	28	塩化物イオン	200mg/L以下	1	1	
	29	カルシウム及びマグネシウム等（硬度）	300mg/L以下	1	1	
	30	蒸発残留物	500mg/L以下	1	1	
	31	陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下	1	1	
	32	ジェオスミン	0.00001mg/L以下	1	1	
	33	2-メチルイソボルネオール	0.00001mg/L以下	1	1	

項目名	番号	検査項目	基準値	検査頻度 (回/年)		適用
				福田水源地	井ノ口水源地	
水質基準項目	34	非イオン界面活性剤	0.02mg/L 以下	1	1	年1回 10月実施
	35	フェノール類	0.005mg/L 以下	1	1	
	36	有機物 (TOC)	3mg/L 以下	1	1	
	37	pH値	5.8以上8.6以下	1	1	
	38	臭気	異常でないこと	1	1	
	39	色度	5度以下	1	1	
	40	濁度	2度以下	1	1	

○指標菌、クリプトスポリジウム等及び農薬類（26項目）

項目名	番号	検査項目	目標値	検査頻度（回/年）		適用
				福田水源地	井ノ口水源地	
微生物等	1	大腸菌		1	4	※3
	2	嫌気性芽胞菌		1	4	
	3	クリプトスポリジウム		1	2	
	4	ジアルジア		1	2	
農薬類	1	アセフェート	0.006mg/L	1	1	年1回 6月実施
	2	イソフェンホス	0.001mg/L	1	1	
	3	クロルピリホス	0.003mg/L	1	1	
	4	トリクロロホン（DEP）	0.005mg/L	1	1	
	5	ピリダフェンチオン	0.002mg/L	1	1	
	6	イプロジオン	0.3mg/L（※4）	1	1	
	7	エトリジアゾール （エクロメゾール）	0.004mg/L	1	1	
	8	オキシシン銅	0.03mg/L	1	1	
	9	キャプタン	0.3mg/L	1	1	
	10	クロロネブ	0.05mg/L（※4）	1	1	
	11	トルクロホスメチル	0.2mg/L（※4）	1	1	
	12	フルトラニル	0.2mg/L（※4）	1	1	
	13	ベンシクロン	0.1mg/L	1	1	
	14	メタラキシル	0.06mg/L	1	1	
	15	メプロニル	0.1mg/L	1	1	
	16	アシュラム	0.9mg/L	1	1	
	17	ジチオピル	0.009mg/L	1	1	
	18	テルブカルブ（MBPMC）	0.02mg/L	1	1	
	19	ナプロバミド	0.03mg/L	1	1	
	20	ピリプチカルブ	0.02mg/L	1	1	
	21	ブタミホス	0.02mg/L	1	1	
	22	ベンスリド（SAP）	0.1mg/L（※4）	1	1	
	23	ベンフルラリン（ベスロジン）	0.01mg/L	1	1	
	24	ペンディメタリン	0.3mg/L	1	1	
	25	メコプロップ（MCPP）	0.05mg/L	1	1	
	26	メチルダイムロン	0.03mg/L	1	1	

（※3）水道におけるクリプトスポリジウム等対策指針（厚生労働省）により、検査頻度を設定。

（※4）括弧付目標値（***mg/L）は、水質管理目標設定項目の農薬類から削除された項目を表す。



5 水質検査の方法

本町では、水質検査の精度及び水質検査の測定値の信頼性を確保するため、国土交通大臣及び環境大臣の登録を受けた機関に委託します。

水質検査方法は、水質基準に関する省令に基づき告示された「水質基準に関する省令の規定に基づき環境大臣が定める方法」（平成 15 年 7 月 22 日 厚生労働省告示第 261 号）により行います。省令に記載されていない項目については、厚生労働省水道課長通知や上水試験方法等により行います。

6 臨時の水質検査

水道水が水質基準に適合しない恐れがある次のような場合には、臨時の水質検査を行います。

- ① 水源の水質が著しく悪化したとき
- ② 水源に異常があったとき
- ③ 水源付近、給水区域及びその周辺等において消化器系感染症が流行しているとき
- ④ 浄水過程に異常があったとき
- ⑤ 配水管の大規模な工事その他水道施設が著しく汚染されたおそれがあるとき
- ⑥ その他特に必要があると認められるとき

臨時の水質検査は、水質異常が発生したとき直ちに実施し、水質異常が終息し水道水の安全性が確認されるまで行います。

7 水質検査計画及び結果の公表

水質検査計画は、本町のホームページ (<https://www.town.fukusaki.hyogo.jp>) で公表します。水質検査結果についても、ホームページで随時公表します。

また、水質検査結果の評価を行い次年度の水質検査計画に反映します。水質検査計画等についてのご質問、ご意見があればお寄せください。

8 関係者との連携

水源周辺における水質事故、水質異常が発生した時には、中播磨健康福祉事務所及び兵庫県企業庁などの関係機関と情報交換するとともに、早急に対応し、安全で良質な水道水の確保に努めます。

【連絡先】

〒679-2280 神崎郡福崎町南田原 3116-1

福崎町役場 上下水道課

TEL : 0790-22-0560 FAX : 0790-22-5980